

建築士事務所の廃業届

建築士事務所の開設者が次の事項に該当することとなった場合は、各該当者は30日以内に廃業届を届け出なければなりません。(建築士法第23条の7)

■届出に必要な書類 <正本1部提出>

①建築士事務所廃業届(愛指定様式3)

②添付書類

・登録通知書(原本・押印分1枚のみ)

(※返納の規定がありますので、必ず原本を添付してください。)

・その他(下記参照)

建築士住所等の届出は
直接建築士会へ【令和3年4月より】
ご提出いただくようになりました。

該当事項

●開設者が建築士事務所の業務を廃止したとき

届出者:開設者

●開設者が死亡したとき

届出者:開設者の相続人

添付書類:死亡の事実及び相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本)

●開設者が破産したとき

届出者:破産管財人

添付書類:破産の事実を証する書類(破産決定通知書等)

:破産管財人であることが確認できる書面

●法人が合併により解散したとき

届出者:役員であった者

添付書類:解散の事実を証する書類(閉鎖事項証明書)

●法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき

届出者:清算人

添付書類:解散の事実を証する書類(清算人が登記された登記事項証明書)

■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページをご参照ください)

Tel:089-945-5200 Fax:089-945-5318

なお、申請書類は窓口持参又は受取確認のできる簡易書留等でご提出ください。